

広報

あしや

Garden City Ashiya

芦屋市屋外広告物条例特集

臨時号 平成28年 (2016年) 3月1日発行

発行/芦屋市役所
0797-31-2121/0797-38-2152
〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号
http://www.city.ashiya.lg.jp
問い合わせ
都市計画課まちづくり係
38-2109/38-2164

芦屋市屋外広告物条例を制定しました

問い合わせ 都市計画課まちづくり係 38-2109

芦屋川河畔



常時または一定の期間継続して、屋外で公衆に対し表示される看板・立看板・貼紙・貼札・広告塔・広告板などをいいます。メニューや営業時間などを表示した貼紙・イベントのポスターなど簡易なものもすべて屋外広告物に該当します。
なお、街頭で配布されるチラシ・駅の改札口の内側にあるもの・建築物の窓ガラス等の内側から表示されているもの・音響広告等については、屋外広告物とはみなされません。
屋外広告物を表示または設置する場合

屋外広告物とは

本市は、平成26年4月に「景観行政団体」となり、良好な景観の形成と維持を目的として、屋外広告物に関する具体的な基準の検討を進め、芦屋市屋外広告物条例を制定しましたので、その内容をお知らせします。
市民の皆さんには、当条例の趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願いいたします。

美しい芦屋の景観の形成と維持をめざして

維持をめざして



は、事前に市の許可が必要となります。ただし、広告物の種類や規模によって許可が不要となる場合もあります。

市域を7つの地域に区分し、その地域の特性に応じた規制内容を定めています。本市を代表する景観を備えた芦屋川沿岸や南芦屋浜については、他の地域より厳しい規制とすることにより既存の景観を守る一方、国道沿いや駅前の商業地については住宅地より緩やかな規制とすることにより、地域の活性化と賑わいに配慮しています。
地域の区分については本紙4面に掲載してありますのでご確認ください。

広告物等規制地域について

兵庫県の屋外広告物条例に基づき適法に設置されている屋外広告物については、左図のとおり引き続き表示することができず。
兵庫県の屋外広告物条例で許可が必要であるのに許可を取得していないものや、兵庫県以外の屋外広告物条例に基づく基準に適合しないものは、これら経過措置の対象となりません。
現時点でもそういったものが多くみられますので、いま一度ご確認くださいませようお願いします。

既存の屋外広告物について (経過措置)

